主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は、弁護人萩原由太郎の控訴趣意書に記載されたとおりであるからこれを引用する。

論旨は要するに、原判決は被告人が弁護士でないのに、東京都港区a町b丁目c番地dビル内A法経事務所において、報酬を得る目的をもつてBの依頼により、関人のCに対する土地所有権移転登記抹消登記手続請求事件外一件の訴訟事件に関し、着手金等合計四三万五千円を受け取りかねて月額三万円の報酬で雇い入れた弁護士Dをして訴提起等の事務処理をなさしめ、もつて法律事務を取り扱つた旨認しているが、同弁護士は、右事務所を被告人と共同で使用し、右各訴訟事件に関し、依頼者の代理人として訴訟行為をなしたに止まり、民法上の雇傭関係に基づし、依頼者の代理人として訴訟行為をなしたに止まり、民法上の雇傭関係に基づの、依頼者の代理したものではなく、また、被告人は前記金員をBから同弁護士の代理人として受取りこれを同弁護士が負担すべき事務所の経費に充当したにである。

〈要旨〉しかし記録を調査すると、原判決認定事実は、挙示の証拠により肯認すると、原判決認定事実は、挙示の証拠により背認すると、自己を調査すると、原判決認定事実は、挙示の証拠により背談をある。すなわち、右証拠〈一要旨〉によれば、被告人は弁護士の資格を昭の資格を昭の合き、法定の除外事酬を給するという約定で、被告人の賃借を昭るという約定で、被告人が割当てた訴訟事件等の処理に従事させているという約定で、被告人が割当でで、被告人が割当でで、被告人が割当でで、被告人が割当でで、被告人が割当でで、被告人が割当で、を持ちている。というでは、「一会」を表した。「一会」を表した。「一会」を表して、表して、「一会」を表して、、「一会」を表して、、「一会」を表して、、「一会」を表しい、「一会」を表しい、「一会」を表しい、「一会」を表しい、「一会」を表しい、「一会」を表しい、「一会」を表しい、「一会」を表しいいる。

以上の事実関係にてらせば、被告人の本件所為は、弁護士法第七二条の禁止する、弁護士の資格を有しない者が報酬を得る目的で訴訟事件に関し法律事務を取り扱つた場合に該当し、同法第七七条の罰則の適用を免れないものというべく、被告人を有罪とした原審の判断は正当であつて、所論のように、被告人とD弁護士との関係が民法上の雇傭関係と異なるものでありまた、同弁護士は依頼者Bのために訴訟行為をなしたに止まつたとしても、そのことは右結論を左右するものではない。論旨は理由がない。

よつて刑事訴訟法第三九六条により本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 遠藤吉彦 判事 吉田信孝 判事 菅間英男)